

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第6号

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例

美浜町議会委員会条例(昭和61年美浜町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p>2 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>3～5 〔略〕</p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 特別委員<u>会</u>の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p>3～5 〔略〕</p>

(開会の特例)

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開催される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第16条 委員会(第11条の2(開会の特例)第1項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いない方法で委員会に諮って決める。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 [略]

[新設]

(秘密会)

第16条 委員会は、この議決で秘密会とすることができる。

2 前項の議決には、討論を用いない。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条(代理人又は文書等による意見の陳述)において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の発言)

第22条 [略]

2 [略]

3 公述人の発言がその範囲を越え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第24条の2 [略]

2 [略]

3 参考人については、第22条(公述人の発言)第23条(委員と公述人の質疑)及び第24条(代理人又は文書等による意見の陳述)の規定を準用する。

[新設]

(公述人の発言)

第22条 [略]

2 [略]

3 公述人の発言が、その範囲を越え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第24条の2 [略]

2 [略]

3 参考人については、第22条(公述人の発言)第23条(委員と公述人の質疑)及び第24条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第25条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(記録)

第25条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。